# 第十三回国会 参議院人事委員会会議録第十九号

昭和二十七年五月十四日（水曜日）午前十一時三十三分開会

委員の異動

五月九日委員岡田信次君及び岡田宗司君辞任につき、その補欠として平井太郎君及び森崎隆君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長　カニエ邦彦君
理事　宮田　重文君　千葉　信君
委員　溝口　三郎君　木下　源吾君　紅露　みつ君
政府委員　人事官　入江誠一郎君　人事院事務総局給與局長　滝本　忠男君　人事院事務総局法制局長　岡部　史郎君　警察予備隊本部長官　増原　恵吉君　調達庁長官　根道　広吉君　調達庁労務部長　中村　文彦君　大蔵政務次官　西村　直己君　海上保安庁長官　柳沢　米吉君
事務局側　常任委員会専門員　川島　孝彦君　常任委員会専門員　熊埜御堂定君

本日の会議に付した事件

○保安庁職員給與法案（内閣送付）

○昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案（内閣送付）

○日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案（内閣送付）

○国家公務員法の一部を改正する法律案（内閣送付）

○国家公務員の給與問題に関する調査の件（給與準則及び恩給法改正案等に関する件）

**○委員長（カニエ邦彦君）**　只今より人事委員会を開催いたします。

先ず保安庁職員給與法案につきまして提案理由の説明を願いたいと思います。

**○政府委員（増原恵吉君）**　只今から保安庁職員給與法の提案の理由と大要について御説明を申上げます。

今般政府においては、行政機構改革の一環として従来の警察予備隊と海上警備隊並びに海上保安庁のその他の機構のうち、水路、燈台等運輸省に属する部分を除いたものとを統合して保安庁を設置し、又この保安庁の職員は、海上公安局の職員を除き、その任務の特殊性等からいたしまして現在の警察予備隊及び海上警備隊の職員の例にならつてこれを特別職とし、その任免、分限、懲戒、服務等につき保安庁法案に所要の規定を設けたことは保安庁法案について御説明申上げたところであります。従つてこれに対応して、これら職員の給與に関する事項を定めるため本法案を提出したのであります。

本法案におきましては、概ね従来の警察予備隊及び海上警備隊の職員の給與に関する規定を踏襲することを建前として規定せられております。ただこれらの者が同一の保安庁の職員となりますので、その給與の統一を図るよう調整を行うとともに、従来の経験等にかんがみまして若干の規定の整備を行うこととしております。また新たに設置せられる保安大学校の学生の給與、保査長等の保安官の退職手当等について必要な規定を設けることといたしました。これを一般職の職員の場合に比較しますと、保安官及び警備官について、その勤務の特殊性に鑑みて給與の種類を単純化し、事務負担の軽減を図つておる点に特色がありますが、その実質におきましては、一般職の職員の給與との均衡を考慮して定めたものであります。

何とぞよろしく御審議のほどをお願いする次第であります。

**○委員長（カニエ邦彦君）**　只今の保安庁職員給與法は本日は提案理由の説明だけにとどめて置きます。

**○委員長（カニエ邦彦君）**　次に昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案について提案理由の説明を願います。

**○政府委員（西村直己君）**　昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案、只今議題になりましたものでありますが、その提案理由を御説明申上げます。

先般の行政整理に際しまして退職者に対する優遇措置として昨年十月から本年三月までの間に退職する職員に対しましては、特に従来の場合の八割増の退職手当を支給する措置を講じたのでございますが、今回の行政機構の改革に関連いたしまして退職する職員に対しましても諸般の事情に鑑みまして先般と同様の措置を講ずることが適当であると考えられますので、ここにこの法律案を提案申上げた次第でございます。

次にこの法律案の内容を御説明申上げますと、先ず今回の行政機構の改革に関連して、又は昭和二十七年度予算実行上の要請によりまして昭和二十七年四月五日から同年十二月三十一日までの間において退職する職員で閣議で定めるものに対しましては、先の行政整理の場合と同様に、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第五項の規定により計算した額の八割増の退職手当を支給することといたしました。

次に昭和二十七年度予算実行上の要請によりまして昭和二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間において退職する職員で閣議で定めるものに対しましては、従来の通常の整理の場合と同様国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第五項の規定により計算した額の退職手当を支給することにいたしたのでございます。

以上がこの法律案の提案の理由並びにその内容の概略でございます。御審議の上御賛成願きますようにお願い申上げます。以上であります。

**○委員長（カニエ邦彦君）**　本法律案は提案理由の説明の程度にとどめます。

**○委員長（カニエ邦彦君）**　次に日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案の提案理由の説明を願います。

**○政府委員（根道広吉君）**　只今議題となりました法律案につきまして、その提案理由並びに要旨を御説明申上げます。

日本国との平和條約の効力の発生並びにアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴い日本政府が雇用する連合国軍労務者について国家公務員法等の関係法律を整理する必要がありますこと、及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊のために労務に服する駐留軍労務者の身分の取扱い及びこれら労務者の給與その他の勤務條件の取扱その他について所要の規定を設ける必要がありますことがこの法律案を提出する理由であります。

この法律案の要旨は次の通りであります。

先ず平和條約の効力発生に伴い連合国軍労務者に関する規定を国家公務員法その他関係法律より削除し、駐留軍労務者の今後の身分につきましてはその性格及び使用関係の特殊性に鑑みまして国家公務員でないことは明確にいたしました。

次には駐留軍労務者の給與その他の勤務條件につきましては調達庁長官がその職務の内容並びに責任の程度に応じ、且つ生計費並びに国家公務員及び民間事業の従業員の給與その他の勤務條件を考慮して定めることといたしました。

なお、連合国軍労務者で平和條約発効後引続き駐留軍労務者となるものに対しましては、この際連合国軍労務者としての在職期間に対する退職手当を一応精算することといたしまして、その支給は将来駐留軍労務者でなくなつたときに行い、平和條約発効の日の翌日から退職の日までの日数に応じて一定の率により計算した額を加算することにいたしたのであります。

以上が本法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ御審議の上御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長（カニエ邦彦君）　本法律案も本日はこの程度にいたしまして、次に国家公務員法の一部を改正する法律案、これの提案理由の説明をお願いいたします。

○政府委員（入江誠一郎君）　只今提案されました国家公務員法の一部を改正する法律の提案理由を御説明いたします。

この改正法律案は行政機構改革の一環として現在の人事院を改組して、これを独立後の我が国の国力及び国情にふさわしい中央人事機関とすることを以てその目的としているものでありまして、その要点は次の通りであります。

第一に、人事院の名称を国家人事委員会に改め、これに伴つて人事官は、国家人事委員と、人事院総裁は国家人事委員長と改められることになります。又、従前人事院は内閣の所轄に属しておりましたのを、内閣総理大臣の所轄として総理府の外局とすることといたしました。他方人事院は、従前国家行政組織法の適用を受けなかつたため、みずから、内部機構を定めて参りましたが、国家行政組織法の規定するところに従い、管理、任用、給與、公平、職員の五部を置くこととして国家公務員法中に明記することといたしました。

第二に、人事院は、独立機関としていわゆる二重予算の権限を有しておりましたが、今回総理府の外局といたすことに伴いまして、この権限を廃止して各省その他一般行政機関と同様とすることといたしました。

又、人事院規則及び人事院指令に代えて国家人事委員会規則を制定し及び国家人事委員会指令を発することは従前の制度と同じでありますが、国家人事委員会規則の制定については、内閣総理大臣の承認を経ることといたしました。

給與その他人事行政に関する勧告又は意見の申出の権限につきましても、国会及び内閣に対して勧告又は意見の申出が行われることは従前と同様でありますが、国会に対するものは、内閣を通じて行うことになるのであります。

第三に経過規定といたしまして、従前の人事院、同事務総局及びその地方事務所がそれぞれ、国家人事委員会同事務局及びその地方事務所として同一性をもつて存続することを定め、現に在職する人事官はそのまま国家人事委員として在職し、人事院総裁として命ぜられているものは国家人事委員長として命ぜられているものとすることを定め、それぞれ人事官としての残任期間をもつて国家人事委員としての任期といたしました。その他の点については、中央人事機関として国家公務員法を実施する国家人事委員会の権限は、従前の人事院の権限と変りありません。以上を以て提案理由の説明といたします。

慎重御審議の上速かに御可決下さいますようお願い申上げます。

○委員長（カニエ邦彦君）　只今の提案理由の説明のありました国家公務員法の一部を改正する法律案は、本日はこの程度にいたしまして、他に人事院に対しての御質疑があればお願いをいたします。

○千葉信君　この際入江人事官に承わりたいのですが、人事院としてもいろいろと従前から準備中と承わつておりました給與準則、それから公務員諸君が待望しておりまする恩給法等の勧告提出の時期をこの際明確にされたいということと、それから現在のこれらの問題に関する人事院の意見として取りまとめられたものがあるはずでありますから、経過説明の形になるかも知れませんけれども、一応成るべくこの席上でできるだけ具体的に明確にされたい。以上二つの点について御質問申上げます。

○政府委員（入江誠一郎君）　只今お尋ねございました給與準則と恩給法の勧告の時期の問題でございますが、御存じの通り人事院といたしましても従来から早くまとめまするために鋭意努力して参つたのでございますが、給與準則につきましては現在作業が今週一ぱいくらいかかるのではないかと存じております。その上で組合のほうにも最終的に御連絡を申上げまして、その結果によつて勧告の時期を定めたいと存じております。恩給法のほうでございますが、御存じの通り非常に大部に亘る法律でございますので、更にあと十日或いは二週間くらい作業の完結までに時日を要するのではないかと存しております。それが終了いたしました上で勧告の時期を定めさして頂きたいと思つております。なおその両法律案の内容並びに経過についての御質問につきましては法制局長からお答えいたします。

○政府委員（岡部史郎君）　千葉さんのお尋ねに補足してお答え申上げますが、恩給法案につきましての経過措置如何というお尋ねでございますが、恩給法案につきましては、給與局が主務部局となりまして、昨年の初め以来これが立案に当つておるわけでありまして、事務的な案といたしましては草案を幾たびか作り、又作り直しておる状態でございます。又恩給法案は御承知の通り恩給の根本的な改正に亘りますので、及ぶところも或いは共済組合法の改正、災害補償法の改正その他関係法令数十に亘るというような状態でございまして、それに伴う法案の幾つかの草稿がございますが、現在までのところ、これがまだ完了したという状態には入つてないわけでございまして、たびたび関係当局、或いは人事主任官会議等の意見を徴しまして、そのたびたびに草案というものはあるわけでございますが、現在のところは漸く大体最終に近い草案を得まして、給與局と法制局とで最後の仕上げにかかつておる、こういう状態でございますから御了承願きたいと思います。

それから給與準則につきましても、これも全く同様の状態でありまするが、一言で申しまするならば、恩給法ほど関係法令が複雑ではないという関係もございまして、恐らく恩給法案よりは一足先に最終法案というものができ上るのじやないかと、こういう見込みでございますが、これも目下給與局と私が担当しております法制局とにおきまして、最後の仕上げに今最大の努力を盡しておる状態でございます。御了承願きたいと思います。

○千葉信君　只今の御答弁によりますと、大体勧告提出等の時期については、これは従前の委員会で承わつた御答弁と余り変つておりません。前にも今御答弁得ましたような、近い機会とか、近日中に提出できる状態に作業が進んでおると、全くもう本日承わりました御答弁は、従前から人事委員会で私どもがたびたび重ねて承わつたところと殆んど同じ答弁しか頂いておりません。今の入江さんの御答弁から言いましても、給與準則のほうはあと一週間乃至十日ぐらいで作業は終るだろう。従つてこれは提出されるまでには又印刷その他の関係もありましよう

し、これは今月中に勧告が提出できるかどうかも……、そういう御答弁の状態では全く私は不安な気持を持たざるを得ません。

恩給法に至りましてはそれよりももつと提出の時期が遅れるだろうということは、只今の入江人事官並びに岡部法制局長の御答弁の中からも私ども遺憾ながら推察できます。一方では人事院が消えてなくなろうとする段階に来ているのに、国家公務員法が制定され、改訂された当時から、すでにこの問題については人事官が急速にその措置をとらなければならない問題だつたはずです。而も只今の御答弁から私どもが想像できる勧告の提出時期からいいますと、恐らく今の国会の会期では、これは国会に法律案として上程されても、それの審議は殆んどこれは不可能だろうと思う。特にこの際入江人事官に承わりたいことは、恩給法の勧告の問題については、入江人事官は非常に人事官の中でも慎重を期しておられるやに承わつております。恩給法の提出は十分政府当局と緊密な連絡の下に進行されなければならない という意見を、特に入江人事官はお持ちのように承わつておりますが、入江人事官としては一体積極的に、而も迅速に、この恩給法に関する勧告の提出を頑張るおつもりなのか、それとも慎重に、政府のほうが考えておる意見を体して、慎重に慎重を重ねられるおつもりか。この点だけでも簡単に承わりたいのです。

**○政府委員（入江誠一郎君）**　只今千葉さんからお尋ねのございました恩給法の問題でございますが、もとより私個人といたしましても、恩給法は今お話の通り公務員各位の非常に御要望になつておる線でございまするし、一日も早くこれをまとめまして実現をいたしたいという点においては何ら他意ございません。又人事官三人でいろ〳〵相談いたしまして今までずつとまとめて参つたわけでございまして、ただこの恩給法は先ほど申上げました通り、法律案といたしましても各方面に相当関係のある法律案でございますから、この成文化につきまして十分遺漏のないようにいたしたいということにつきましては、私ももとより他の人事官同様に考えておりますけれども、私が特に法律案の提案につきまして、消極的だというようなことは毛頭ございませんから、その点は一つ是非御了承を願いたいと存じております。

**○政府委員（岡部史郎君）**　私からも補足してお答えを申上げますが、この二つの法律案の経過につきましては、私初めて先ほど御説明申上げたわけでありますが、恩給法案及び給與準則案につきましては、上司から最大限のスピード・アップを以て仕上げるようにしば〳〵厳命を受けているわけであります。この法律案及びその他の法律案を抱えまして、私どもその仕上げの任に当るものとしては驀命の努力をいたしておりますが、この二つの法律案そのものについて申上げましても、いろいろむずかしい大きな法律案でございます。殊にこの恩給法案と申しますものは、これはもう恐らく商法、刑法、民法の改正にも匹敵するような大法典の改正事業でございまして、非常にそれは複雑極まるものでございまして、私最大限度の努力を傾けましても、あと数日でこれを仕上げるということは、物理的にも技術的にもこれは不可能だということを申上げなきゃなりませんので、純粋に引延ばす、或いはそういうような意向は事務的には今全然ございません。最大限の努力を重ねましても、なんと申しますか、先ほど入江人事官から申上げたような時間は要るのじゃないかということを一つ御了承頂きたいと思います。

**○千葉信君**　人事官会議若しくは人事院のほうから事務当局に対して、迅速にこれを処理しろというお話があるだろうということは私承知しております。併しそれは何回も事務当局で作成した案を、事務当局と人事官会議とで行きつ戻りつしながら、渡すたびに迅速にやれ、迅速にやれということでは、これはちつとも役に立たんと思うのです。それからもう一つ非常に厖大な、而も関係するところが広範囲に亘るから、急いでもこれはなかなかできないと言つておりますが、私どもはこれからの短い期間においてこの点について人事院を追求するつもりはないのです。早く出して欲しいというお願いはしなければなりませんけれども、今、岡部さんのおつしやつた程度の作業のために要する時日について人事院の怠慢だとか、もう少し積極的にやつて欲しいということを言うよりも、私は今人事院のほうに迫及したい点はそういう関連の深い而も広汎に亘る重要な厖大な法律ではありますけれども、これは昨日や今日人事院でこの作業を始められたものではないと思う。人事院が創設された当時からのこれは問題でありますし、今までの長年月を全然忘れてしまつて、これからだけの日時の点について、重大な法律とか、厖大な法律だという、関連が深いということを言われるのは、私はその点は少し納得し兼ねる点だと思うのであります。併し私はそんなことを言つて別に殊更に人事院を追及するつもりはございませんが、どうか一つ両案とも公務員諸君の非常に待望をしている法律案でありますするし、私はこれは民間の団体等にもやはりそれ〴〵の関連を持つ問題でありますから、一つこの際早急に出すようにお願いいたします。それから又特にこの際承わつておきたいのは、今主として、成案されておる給與局のかたが御出席がないようでありますが、この際入江人事官から両案の具体的内容について、今の例えば先ほどお話になりましたように組合のほうに提示したと言われている程度のものでも結構でございますから、成案でなくても結構ですから、その提示された試案の具体的な最も大きな点でも結構ですから、この際少しこの席上で御答弁願えたらどうかと思います。

**○政府委員（入江誠一郎君）**　給與準則と恩給法の大体の要綱でございますが、これは相当今法制局長から申上げました通り多岐に亘つておりますので、文書にいたしました要綱でお手許に差上げまして、御覧になつて頂くというようにお願いできませんでしようか。

**○千葉信君**　若しそうして頂ければ急速に、せめて人事委員会の委員だけでも結構ですから……。

**○政府委員（入江誠一郎君）**　それでは速かにそういうふうにさせて頂くことにいたします。

**○委員長（カニエ邦彦君）**　ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

**○委員長（カニエ邦彦君）**　速記を始めて下さい。それでは本日はこの程度にいたしまして散会いたします。

午後零時十一分散会

---

五月八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案

日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案

（国家公務員法の一部改正）

第一條　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項第十六号及び第十七号を次のように改める。

十六　削除

十七　削除

（特別職の職員の給與に関する法律の一部改正）

第二條　特別職の職員の給與に関する法律（昭和二十四年法律第二百

五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第二十四号を次のように改める。

二十四　削除

第十一條を次のように改める。

第十一條　削除

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三條　国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一條第四号を削り、同條第三号を次のように改める。

三　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊のために労務に服する者

（国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部改正）

第四條　国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第四條を削る。

（政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部改正）

第五條　政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律を廃止する法律（昭和二十五年法律第百九十号）の一部を次のように改正する。

本則但書中「同法第十一條」を「同法第十一條（第一号を除く。）」に改める。

（旧政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の規定の読替）

第六條　政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律を廃止する法律の規定によりなおその効力を有する旧政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十一号）第十一條第二号中「公共事業費」とあるのは、「公共事業に関する経費で命令で定めるもの」と読み替えるものとする。

（連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特例に関する法律の一部改正）

第七條　連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特例に関する法律（昭和二十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

題名中「連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服する者」を「駐留軍労務者」に改め、本則第一項中「連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服する者及び公共事業費又は米国対日見返資金」を「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊のために労務に服する者及び公共事業に関する経費で大蔵大臣が指定するもの」に改める。

（駐留軍労務者の身分）

第八條　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約（以下「條約」という。）に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊のために労務に服する者（以下「駐留軍労務者」という。）は、国家公務員でない。

2　駐留軍労務者は、国家公務員法第二條第六項に規定する勤務者と解してはならない。

（駐留軍労務者の勤務條件）

第九條　駐留軍労務者の給與は、その職務の内容と責任に応ずるものでなければならない。

2　駐留軍労務者の給與その他の勤務條件は、生計費並びに国家公務員及び民間事業の従業員における給與その他の勤務條件を考慮して、調達庁長官が定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、第六條の規定及び第七條（公共事業費に係る改正の部分に限る。）の規定は、昭和二十七年四月一日から、これらの規定以外の本則の規定並びに附則第二項及び第三項の規定は、條約の効力発生の日から適用する。

2　駐留軍労務者の給與その他の勤務條件については、調達庁長官が第九條第二項の規定により定めるまでの間は、同項の規定にかかわらず、條約の効力発生の日において定められている連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服する者（以下「連合国軍労務者」という。）の給與その他の勤務條件の例による。

3　連合国軍労務者であつて、條約の効力発生の日において引続き駐留軍労務者となつたものが退職した場合においては、その者が連合国軍労務者として在職した期間に対しては、第九條第二項及び前項の規定にかかわらず、その者が條約の効力発生の日から三十日前に解雇の予告を受け、且つ、その日において解雇されたものとみなして、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第百四十二号）附則第四項の規定を適用して計算した額とその額に対し條約の効力発生の日の翌日から退職の日までの日数に応じ一年につき五分の割合を乗じて得た額との合計額の退職手当を支給する。

---

五月九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案

---

昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案

昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律

1　昭和二十七年度における行政機構の改革に関連して、又は昭和二十七年度予算実行上の要請に因り、昭和二十七年四月五日から同年十二月三十一日までの間において退職する職員で閣議で定めるものに対する国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第百四十二号。以下「法」という。）の規定による一般の退職手当の額は、法第四條及び第五條の規定にかかわらず、法附則第六項中「前項」とあり、又は法附則第七項中「附則第五項」とあるのを「昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律本則第一項」と読み替えて、これらの項の規定により計算した額に、百分の百八十を乗じて得た額とする。

2　昭和二十七年度予算実行上の要請に因り、昭和二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間において退職する職員で閣議で定めるものに対する法の規定による一般の退職手当の額は、法第四條及び第五條の規定にかかわらず、法附則第六項中「前項」とあり、又は法附則第七項中「附則第五項」とあるのを「昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律本則第一項」と読み替えて、これらの項の規定により計算した額に、百分の百八十を乗じて得た額とする。

五月十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、保安庁職員給與法案

---

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

保安庁職員給與法案

保安庁職員給與法

（この法律の目的）

第一條　この法律は、保安庁の職員（海上公安局の職員を除く。以下「職員」という。）について、その給與、公務に因る災害補償並びに国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第百四十二号）及び国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の特例を定めることを目的とする。

（金銭又は有価物の支給）

第二條　いかなる金銭又は有価物も、この法律に基かないで、職員に支給し、又は無料で貸與してはならない。但し、他の法律に別段の定めのある場合は、この限りでない。

（給與の支拂）

第三條　この法律の規定による給與は、別段の定のある場合を除き、毎月一定の期日に現金で直接職員に支拂わなければならない。但し、職員が保安庁法（昭和二十七年法律第　号）第六十一條第一項若しくは同法第六十四條第二項の規定により出動を命ぜられている場合又は保安庁の使用する船舶に乗り組んでいる場合には、政令で定めるところにより、職員の收入により生計を維持する者で職員の指定するものにその給與の全部又は一部を支拂うことができる。

2　職員が自己又はその收入により生計を維持する者の疾病、災害その他の政令で定める特別の場合の費用に充てるために給與の支拂を請求したときは、職員の受けるべきその日までの給與をすみやかに職員に支拂わなければならない。

（俸給）

第四條　保安庁の次長又は官房長、局長、課長及び部員（以下「官房長等」という。）には、別表第一又は別表第五に定める額の俸給を支給する。又は別表第五に定める額の俸給を支給する。

2　保安庁の事務官、技官、教官その他の職員で、次長、官房長等、保安官、警備官、保安大学校の学生及び非常勤の者でないもの（以下「事務官等」という。）には、別表第二又は別表第六に定める額の俸給を支給する。

3　保安官及び警備官には、別表第三又は別表第七に定める額の俸給を支給する。

（初任給）

第五條　新たに任用された職員（次長、保安大学校の学生及び非常勤の者を除く。以下本條から第九條までにおいて同じ。）の俸給は、その者の属する官職、級、職務の級又は階級（以下「階級等」という。）における俸給の幅の最低号俸による。但し、その者がその属する階級等について必要な最低限度の知識又は経験をこえる知識又は経験を有する場合には、政令で定めるところにより、これより上位の号俸によることができる。

（昇給）

第六條　職員が現に受けている号俸を受けるに至つた時から別表第四において職員の区分に従い定める期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する階級等における俸給の幅の中において直近上位の号俸に昇給させることができる。

2　職員の勤務成績が特に良好である場合には、前項の規定にかかわらず、別表第四において職員の区分に従い定める期間を短縮し、若しくはその現に受けている号俸より二号俸以上の上位の号俸まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせ行うことができる。

3　職員の俸給額（官房長等及び事務官等にあつては俸給月額、保安官及び警備官にあつては俸給日額をいう。以下同じ。）が、その者の属する階級等における俸給の幅の最高号俸による額である場合又は最高号俸による額をこえている場合には、その者が同一の階級等にある間は、昇給しない。但し、これらの俸給額を受けている職員で、その俸給額を受けた期間が長期にわたるもの、勤務成績が特に良好であるものその他政令で定めるものについては、その者の属する階級等における俸給の幅の最高号俸による額をこえて、官房長等については別表第五、事務官等については別表第六、保安官及び警備官については別表第七においてそれぞれその者の俸給額に該当する額に相応する号俸の直近上位の号俸の俸給額に昇給させることができる。

4　前三項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

5　第一項から第三項までの規定の実施について必要な事項は、政令で定める。

（昇任）

第七條　職員が昇任した場合において受けるべき俸給額は、左の各号に定めるところによる。

一　昇任の直前に受けていた俸給額が昇任した階級等における俸給の幅の最低号俸による額に達しない場合には、昇任して階級等における俸給の幅の最低号俸による額

二　昇任の直前に受けていた俸給額が昇任した階級等における俸給の幅の最低号俸による額以上である場合（第三号及び第四号の場合を除く。）には、昇任した階級等における俸給の幅のうち、昇任の直前に受けていた俸給額の直近上位の額

三　昇任の直前に受けていた俸給額が昇任した階級等における俸給の幅の最高号俸による額と等しい場合には、その額

四　昇任の直前に受けていた俸給額が昇任した階級等における俸給の幅の最高号俸による額をこえている場合には、昇任の直前に受けていた俸給額と同じ額（この額が別表第七の俸給日額の欄に掲げる額のいずれの額にも該当しない場合には、昇任の直前に受けていた俸給日額の別表第七における直近上位の額）

2　一等保安士補以下の保安官が三等保安士以上の保安官（以下「幹部保安官」という。）に、又は一等警備士補以下の警備官が三等警備士以上の警備官（以下「幹部警備官」という。）に昇任した場合における前項の規定の適用については、同項各号中「昇任の直前に受けていた俸給額」とあるのは、「昇任の直前に受けていた俸給額に八十五円（幹部保安官の候補者である一等保安士補以下の保安官又は幹部警備官の候補者である一等警備士補以下の警備官にあつては、六十五円）を加えた額」とする。

（降任）

第八條　職員が降任した場合において受けるべき俸給額は、左の各号に定めるところによる。

一　降任の直前に受けていた俸給額が降任した階級等における俸給の幅のうちにある号俸による額に該当する場合には、その額

二　降任の直前に受けていた俸給額が降任した階級等における俸給の幅のうちのいずれの号俸による額にも該当しない場合（第三号の場合を除く。）には、降任した階級等における俸給の幅のうち、降任の直前に受けていた俸給額の直近下位の額

三　降任の直前に受けていた俸給額が降任した階級等における俸給の幅の最高号俸による額をこえている場合には、降任した階級等における俸給の幅の最高号俸による額

2　幹部保安官が一等保安士補以下の保安官に、又は幹部警備官が一等警備士補以下の警備官に降任した場合における前項の規定の適用については、同項各号中「降任の直前に受けていた俸給額」とあるのは、「降任の直前に受けていた俸

給額から八十五円（幹部保安官の候補者である一等保安士補以下の保安官であつた者又は幹部警備官の候補者である一等警備士補以下の警備官であつた者にあつては、六十五円）を減じた額」とする。

（職員相互の間における異動の場合の措置）

第九條　別表第一から別表第三まで（これらの表のそれぞれに対応する別表第五から別表第七までを含む。）のいずれか一の表の適用を受けていた職員がこれらの表のうちの他の表の適用を受ける職員となつた場合におけるその者の俸給額の決定については、政令で定める。

（俸給の支給）

第十條　新たに職員（保安大学校の学生及び非常勤の者を除く。以下本條及び次條において同じ。）となつた者には、その日から俸給を支給する。但し、職員以外の国家公務員が離職し、即日職員となつたときは、その翌日から俸給を支給する。

2　職員が昇給その他の事由により俸給の額に異動を生じたときは、その日から新たに定められた俸給を支給する。

3　職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで俸給を支給する。

第十一條　次長、官房長等及び事務官等（第二項に規定する者を除く。）の俸給の計算期間（以下「給與期間」という。）は、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までとし、各給與期間につき俸給月額の半額を支給する。

2　保安官及び警備官並びに政令で定める保安庁の機関又は部隊に勤務する事務官等の給與期間は、月の十六日から翌月の十五日までとし、各給與期間につき俸給日額にその給與期間の日数を乗じて得た額を支給する。

3　前二項の規定にかかわらず、職員が勤務しないときは、政令で定めるところにより特に勤務したものとみなされる場合の外、俸給は、支給しない。

4　前各項に定めるものを除く外、俸給の支給日その他俸給の支給に関して必要な事項は、政令で定める。

（扶養手当）

第十二條　次長、官房長等、事務官等、三等保安士補以上の保安官及び三等警備士補以上の警備官には、これらの者に扶養親族がある場合には、扶養手当を支給する。

2　扶養親族は、左に掲げる者で、他に生計のみちがなく、且つ、主として前項の職員の扶養を受けているものとする。

一　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

二　十八歳未満の子及び孫

三　六十歳以上の父母及び祖父母

四　十八歳未満の弟妹

五　不具廃疾者

3　次長、官房長等及び事務官等の扶養手当の額は、前項第一号に掲げる者については月額六百円、同項第二号から第五号までに掲げる者については月額四百円（十八歳未満の子一人については、月額六百円）とする。

4　三等保安士補以上の保安官及び三等警備士補以上の警備官の扶養手当の額は、第二項第一号に掲げる者については日額二十円、同項第二号から第五号までに掲げる者については日額十五円（十八歳未満の子一人については、日額二十円）とする。

第十三條　新たに前條第一項の職員となつた者に扶養親族がある場合には、当該職員は、直ちにその旨を保安庁長官（以下「長官」という。）又はその委任を受けた者に届け出なければならない。同項の職員に左の各号の一に該当する事実が生じた場合も、同様とする。

一　新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合

二　扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合

2　扶養手当は、新たに前條第一項の職員となつた者に扶養親族がある場合にはその者が同項の職員となつた日から、同項の職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を改訂する。但し、当該事実の生じた日から十五日（政令で定める職員については、三十日）を経過した後においてこれに係る同項の届出がなされたときは、その届出を受理した日から、その支給を開始し、又はその支給額を改訂する。

3　扶養手当は、前條第一項の職員に第一項第二号に掲げる事実が生じた場合には、その事実の生じた日の翌日以後は、支給しない。

4　保安庁法第六十一條第一項若しくは同法第六十四條第二項の規定により出動を命ぜられ、又は保安庁の使用する船舶に乗り組んでいる前條第一項の職員の扶養親族に関する届出について必要な事項は、政令で定める。

（勤務地手当等）

第十四條　次長、官房長等及び事務官等には、勤務地手当を支給する。

2　一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二條の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法同條第四項中「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替えるものとする。

3　事務官等には、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を支給する。一般職の職員の給與に関する法律第十六條から第十九條までの規定は、この場合について準用する。

（特殊勤務手当）

第十五條　特殊の勤務に従事した職員には、特殊勤務手当を支給する。

2　前項の特殊の勤務の種類、特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲、特殊勤務手当の額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（乗船手当）

第十六條　保安庁の使用する船舶に乗り組むことを命ぜられた警備官又は保安官には、乗船手当を支給する。

2　前項の乗船手当は、その乗船しなかつた日については、政令で定める特に乗船したものとみなされる日を除き、支給しない。

3　第一項の乗船手当の額は、同項の警備官又は保安官の受ける俸給の百分の二十五以内において政令で定める。

（航海手当）

第十七條　保安庁の使用する船舶に乗り組むことを命ぜられた警備官又は保安官には、これらの者が乗り組む船舶が、長官の定める定けい港を出発した日から当該定けい港に帰着するまでの航海を行う日について、航海手当を支給する。

2　前項の航海手当の額は、別表第八に定める額（船長又は船舶の編成の指揮者の職務を行う警備官については、別表第八に定める額にその十分の二を加えた額）とする。

3　第一項の警備官又は保安官には、同項の航海について、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に規定する旅費を支給しない。

（営外手当）

第十八條　一等保安士補以下の保安官又は一等警備士補以下の警備官が保安庁法第五十條の規定により長官の指定する集団的居住場所以外の場所に居住する場合には、その居住する日について、営外手当を支給する。

2　前項の営外手当の額は、日額六十五円とする。

3　第一項の規定にかかわらず、同項の職員が勤務しないときは、政

令で定めるところにより特に勤務したものとみなされる日の外、営外手当は、支給しない。

（扶養手当等の支給方法）

第十九條　第十二條から第十四條まで及び第十六條から前條までに定めるものを除く外、職員の扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、乗船手当、航海手当及び営外手当の支給方法に関し必要な事項は、政令で定める。

（食事の支給）

第二十條　政令で定める職員には、政令で定めるところにより、食事を支給する。

（被服等の支給又は貸與）

第二十一條　政令で定める職員には、その職務の遂行上必要な被服その他これに類する有価物を支給し、又は無料で貸與する。

2　前項の有価物の範囲及び数量並びにその支給又は貸與の條件は、政令で定める。

（療養等）

第二十二條　保安官、警備官及び保安大学校の学生が公務に因らないで負傷し、又は疾病にかかつた場合には、国は、国家公務員共済組合法第三十條及び第三十一條の例により、療養の給付又は療養費の支給を行う。

（休職者の給與）

第二十三條　職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間中、これに給與の全額を支給する。

2　職員が結核性疾患にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給等（次長、官房長等及び事務官等にあつては俸給、扶養手当及び勤務地手当を、保安官及び警備官にあつては俸給、扶養手当及び営外手当をいう。以下本條及び次條において同じ。）の百分の八十を支給することができる。

3　職員が前二項以外の心身の故障により長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給等の百分の八十を支給することができる。

4　職員が刑事事件に関し起訴され休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等の百分の六十以内を支給することができる。

5　職員が前四項以外の場合において休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等の百分の七十以内を支給することができる。

（停職中特に勤務することを命ぜられた者の給與）

第二十四條　職員が停職にされた場合において、停職の期間中特に勤務することを命ぜられたときは、その勤務した期間これにその者の受けるべき俸給等を支給する。

前項の職員が特に勤務することを命ぜられたことに因り第十四條第三項及び第十五條から第十七條までに規定する手当を支給されるべき場合には、前項の俸給等にあわせてこれらの手当を支給する。

（学生の給與）

第二十五條　保安大学校の学生には、学生手当を支給する。

2　前項の学生手当の月額は、二千五百円とする。

3　第一項の学生手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（非常勤の者の給與）

第二十六條　非常勤の職員には、一般職に属する非常勤の職員の例により、給與を支給する。

（国家公務員災害補償法の準用）

第二十七條　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定（第一條から第三條まで並びに第四條第二項及び第三項第四号の規定を除く。）は、職員（船員法（昭和二十二年法律第百号）第一條に規定する船員である職員を除く。以下本條及び附則第十項において同じ。）の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた職員に対する福祉施設について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同法第八條中「実施機関」とあるのは「保安庁長官の指定する保安庁の機関（以下「実施機関」という。）」と、同法第二十四條から第二十六條まで及び第二十七條第一項中「人事院」とあるのは「保安庁長官」と、同法第二十七條第一項中「その職員」とあるのは「その命じた職員」と、同法同條第二項中「人事院又は実施機関の職員」とあるのは「保安庁長官又は実施機関の命じた職員」と、同法第三十三條中「人事院」とあるのは「保安庁」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する国家公務員災害補償法第四條第一項の給與は、次長及び官房長等にあつては俸給、扶養手当及び勤務地手当とし、事務官等にあつては俸給、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当とし、保安官及び警備官にあつては俸給、扶養手当、営外手当（一等警備士補以下の保安官又は一等警備士補以下の警備官であつて営外手当の支給を受けなかつた者にあつては、その支給を受けなかつた期間についての営外手当に相当する額）及び特殊勤務手当とし、その他の職員にあつては政令で定める給與とする。但し、政令で定めるところにより、寒冷地手当及び石炭手当を加えることができる。

（退職手当の特例）

第二十八條　左の表の上欄に掲げる職員がそれぞれ下欄に掲げる日から起算して二年の期間を保査長以下の保安官（以下「保査長等」という。）として勤務（警査長以下の警察予備隊の警察官（以下「警査長等」という。）としての勤務を含む。）して退職し、又は死亡した場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額の百日分に相当する額を支給する。

| | |
|---|---|
| 昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間において警察予備隊の二等警査として採用された者 | 採用された日 |
| 昭和二十七年十月十五日から昭和二十八年三月三十一日までの間において二等保査として採用された者 | |
| 昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間においてその任用期間が経過し、引き続いて警査長等に任用された者 | 引き続いて任用された日 |
| 昭和二十七年十二月において任用期間が経過し、引き続いて保査長等として任用された者 | |

2　前項の表の上欄に掲げる職員が同項に規定する期間が経過する前に左の各号の一に該当するに至つた場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額にその者の勤続期間一月につき四日の割合で計算した日数を乗じて得た額を支給する。但し、その者の退職手当の額が第一号に掲げる場合にあつてはその者の死亡当時の俸給日額の六十日分、第二号に掲げる場合にあつてはその者の退職当時の俸給日額の三十日分に相当する額に満たないときは、その額をもつて退職手当の額とする。

一　公務上死亡した場合
二　公務上の傷い疾病に因りその職に堪えないで退職した場合

3　前項の規定は、昭和二十七年七月一日から昭和二十八年三月三十一日までの間において警査長以下の警備官として採用された者にあつてはその採用された日から、保安庁法附則第九項の規定により警査長以下の警備官となつた者にあつては昭和二十七年七月一日からそれぞれ起算して二年の期間が経過する前において、これらの者が公務上死亡し、又は公務上の傷い疾病に因りその職に堪えないで退職した場合について準用する。

4　保査長等が保安庁法第三十三條第二項の規定によりその任用期間を延長された場合又は同法同條第三項の規定により引き続いて任用された場合には、同法同條第一項の規定による任用期間が経過した日をもつて退職したものとみなし、当該保査長等に第一項に規定する退職手当を支給する。

5　保安庁法第三十三條第二項の規定により保査長等がその任用期間を延長され、その延長された期間を保査長等として勤務して退職し、又は死亡した場合には、退職手当として、前項の規定による退職手当の外、その者の退職又は死亡当時の俸給日額にその延長された期間一月につき四日の割合で計算した日数を乗じて得た額を支給する。

6　昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間においてその任用期間が経過し、一等警察士補、二等警察士補又は三等警察士補（以下「警察士補」という。）として引き続いて任用された者及び昭和二十七年十二月においてその任用期間が経過し、一等保安士補、二等保安士補又は三等保安士補（以下「保安士補」という。）として引き続いて任用された者がこれらの引き続いて任用された日から起算して二年の期間を保安士補として勤務（警察士補としての勤務を含む。）して退職し、又は死亡した場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額の五十日分に相当する額を支給する。

7　警査長等から警察士補に、保査長等から保安士補に、警察士補から三等警察士以上の警察予備隊の警察官に、又は保安士補から幹部保安官に昇任した場合における第一項から第四項まで及び前項の規定の適用について必要な退職手当の計算及び支給の方法は、政令で定める。

8　第一項から第三項まで、第五項及び第六項に規定する期間は、月によつて計算する。

9　本條の規定による退職手当は、左の各号の一に該当する者には支給しない。
一　保安庁法第三十五條第二項の規定による失職（同法同條第一項第一号に該当する場合を除く。）をした者
二　保安庁法第四十二條の規定による懲戒免職の処分を受けた者
三　保安庁法第五十九條第四項の規定に該当し退職させられた者

10　本條の規定による退職手当の支給を受けた職員に対する国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の適用については、その退職手当の計算の基礎となつた期間は、同法第七條の勤続期間から除算する。

（国家公務員共済組合法の適用）

第二十九條　職員についての国家公務員共済組合法の適用については、同法第二條第二項の規定にかかわらず、職員を単位として、総理府に一組合を設ける。

2　保安官、警備官又は保安大学校の学生が第二十二條の規定により国から療養の給付又は療養費の支給を受けた場合には、国家公務員共済組合法に規定する共済組合は、同法第三十條及び第三十一條に規定する療養の給付及び療養費の支給は、行わない。

（出動の場合の特別措置）

第三十條　保安庁法第六十一條第一項又は第六十四條第二項の規定により出動を命ぜられた場合における職員の給與及び災害補償等に関し必要な特別の措置については、別に法律で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　この法律（第二十七條及び附則第十項を除く。）は、昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、警察予備隊の警察官については適用しない。

3　昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間における警察予備隊の警察官に対する第二十七條の規定の適用については、同條第二項中「保安官」とあるのは「警察予備隊の警察官」と、「営外手当」とあるのは「営外給」と、「一等保安士補以下」とあるのは「一等警察士補以下」とする。

4　海上警備隊の職員の給與等に関する法律（昭和二十七年法律第　号）は、廃止する。

5　この法律施行の際保安庁法附則第八項及び第九項の規定により保安庁の職員となる者の級若しくは職務の級又は号俸は、それぞれ警察予備隊令施行令（昭和二十五年政令第二百七十一号）又は旧海上警備隊の職員の給與等に関する法律の規定によりその者が属している級若しくは職務の級又はその者が受けている号俸に対応する級若しくは職務の級又は号俸とする。この場合において、その者が従前受けていた俸給額が、新たにその者が属することとなつた級若しくは職務の級又は階級における俸給の幅の最高号俸による額をこえている場合においては、その額をもつてその者の俸給額とする。

6　警察予備隊令廃止の際保安庁法附則第十三項の規定により保安官となる者の号俸は、従前の警察予備隊令の規定によりその者が受けている号俸に対応する号俸とする。

7　前二項に規定する職員に対し、従前の規定に基いてなされた給與等に関する決定及び手続は、この法律の相当規定に基いてなされたものとみなす。

8　保安庁法附則第十五項に規定する保安官に対しては、警察予備隊令施行令第二十條の規定に従い、同條に規定する特別退職手当を支給する。

9　警察予備隊の一等警察士補以下の警察官としての在職期間は、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律第七條の勤続期間の計算については、その期間から除算する。保安庁法附則第十五項に規定する保安官の任用期間が経過するまでの在職期間についても、同様とする。

10　職員に係る公務上の災害に対する補償に相当する給與又は給付で、この法律施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお、従前の例による。但し、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）に基いて国が支給する職員に係る給與のうち公務上の災害に対する補償に相当するものの支給について異議のある者は、長官に対して、審査を請求することができる。国家公務員災害補償法第二十四條から第二十七條までの規定は、この場合について準用する。

11　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第二号中「事務次官」の下に「、保安庁次長」を加え、同項第六号を同項第九号とし、同項第七号を同項第十号とし、同項第五号の次に次の三号を加える。

六　海上公安官

七　保安官

八　警備官

第二十條第三項中「第七号」を「第十号」に改める。

第二十三條第五号を次のように改める。

五　一等海上公安士補、二等海上公安士補又ハ三等海上公安士補タル海上公安官

六　一等保安士補、二等保安士補、三等保安士補、保査長、一等保査又ハ二等保査タル保安官

七　一等警備士補、二等警備士補、三等警備士補、警査長、一等警査、二等警査又ハ三等警査タル警備官

第三十八條ノ四第一項第六号中「海上保安庁」を「保安庁」に改める。

第四十四條に次の一項を加える。

第二十條第二項第七号及第八号並第二十三條第六号及第七号ニ掲グル者ニ付テハ俸給日額ノ三十倍ニ相当スル金額ヲ以テ其ノ号俸ニ対応スル俸給ノ月額トス

第五十九條に次の但書を加える。

但シ第二十條第二項第七号若ハ第八号又ハ第二十三條第六号若ハ第七号ニ掲グル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五十九條ノ三第一号中「昇給シタル者」の下に「(第三号ニ規定スル者ヲ除ク)」を加え、同條に次の一号を加える。

三　保安庁ノ職員(海上公安局ノ職員ヲ除ク)タル公務員ニシテ同一ノ級若ハ職務ノ級又ハ階級ニ於テ其ノ級若ハ職務ノ級又ハ階級ニ於ケル俸給ノ幅ノ最高額ヲ超エ昇給シタルモノニ付テハ保安庁職員給與法(昭和二十七年法律第　号)別表第五、別表第六又ハ別表第七ニ掲グル一号俸又ハ二号俸上位ノ号俸ヲ前條第一項ノ一号俸又ハ二号俸上位ノ号俸トス

別表第一号表ノ三に次の一号を加える。

七　航空機ニ乗ジ航空勤務中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病

12　国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第四條　この法律の規定は、国家公務員法第二條第三項第十三号及び第十五号に規定する職員(政令で定める保安官及び警備官を除く。)で寒冷地に在勤し常時勤務に服する者及び寒冷地に保安庁長官の定める定けい港を有する船舶に乗り組む者について準用する。この場合において、必要な読替は、政令で定める。

13　国家公務員のための国設宿舎に関する法律(昭和二十四年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第十條第十二号を次のように改める。

十二　削除

14　厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項但書中「国家公務員災害補償法第十三條」を「国家公務員災害補償法第十三條(保安庁職員給與法第二十七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)」に、「国家公務員災害補償法第二十條」を「国家公務員災害補償法第二十條(保安庁職員給與法第二十七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)」に改める。

15　地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第五号中「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)」を「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号。保安庁職員給與法(昭和二十七年法律第　号)第二十七條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)」に改める。

16　この附則に定めるものの外、この法律施行のための必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一　次長及び官房長等俸給表

| 区分 | 俸給月額 |
|---|---|
| 次長 | 五三、〇〇〇円 |

| 官房長・局長 | 俸給 | 一号俸 | 二号俸 | 三号俸 | 四号俸 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 三〇、〇〇〇円 | 三二、三〇〇円 | 三六、〇〇〇円 | 三九、〇〇〇円 |

| 課長・部員 | 俸給 | 一号俸 | 二号俸 | 三号俸 | 四号俸 | 五号俸 | 六号俸 | 七号俸 | 八号俸 | 九号俸 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 甲級 | 二〇、四〇〇円 | 二一、七〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二四、五〇〇円 | 二六、〇〇〇円 | 二七、五〇〇円 | | | |
| | 乙級 | 一五、八〇〇 | 一六、八〇〇 | 一七、八〇〇 | 一九、一〇〇 | 二〇、四〇〇 | 二一、七〇〇 | 一五、八〇〇 | 一七、八〇〇 | 一七、八〇〇 |
| | 丙級 | 一〇、六〇〇 | 一一、四〇〇 | 一二、二〇〇 | 一三、〇〇〇 | 一三、八〇〇 | 一四、八〇〇 | | | |

備考

甲、乙及び丙の各級の区分の基準は、総理府令で定める。

別表第二 事務官等俸給表

| 職務の級 ＼ 俸給 | 俸給月額 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一号俸 | 二号俸 | 三号俸 | 四号俸 | 五号俸 | 六号俸 | 七号俸 | 八号俸 | 九号俸 | 十号俸 | 十一号俸 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 一級 | 三、六〇〇 | 三、七〇〇 | 三、八〇〇 | 三、九〇〇 | 四、〇〇〇 | 四、一〇〇 | | | | | |
| 二級 | 三、八〇〇 | 三、九〇〇 | 四、〇〇〇 | 四、一〇〇 | 四、二〇〇 | 四、三〇〇 | 四、四〇〇 | | | | |
| 三級 | 四、二〇〇 | 四、三〇〇 | 四、四〇〇 | 四、五〇〇 | 四、六〇〇 | 四、七五〇 | 四、九〇〇 | | | | |
| 四級 | 四、六〇〇 | 四、七五〇 | 四、九〇〇 | 五、〇五〇 | 五、二〇〇 | 五、三五〇 | 五、五〇〇 | | | | |
| 五級 | 五、二〇〇 | 五、三五〇 | 五、五〇〇 | 五、七〇〇 | 五、九〇〇 | 六、一〇〇 | 六、三〇〇 | 六、五〇〇 | 六、七〇〇 | 六、九〇〇 | |
| 六級 | 六、五〇〇 | 六、七〇〇 | 六、九〇〇 | 七、一〇〇 | 七、三〇〇 | 七、五五〇 | 七、八〇〇 | 八、〇五〇 | 八、三〇〇 | 八、六〇〇 | 八、九〇〇 |
| 七級 | 七、八〇〇 | 八、〇五〇 | 八、三〇〇 | 八、六〇〇 | 八、九〇〇 | 九、二五〇 | 九、六〇〇 | 九、九五〇 | 一〇、二〇〇 | 一〇、六五〇 | |
| 八級 | 九、二五〇 | 九、六〇〇 | 九、九五〇 | 一〇、三〇〇 | 一〇、六五〇 | 一一、〇〇〇 | 一一、四〇〇 | 一一、八〇〇 | 一二、二〇〇 | 一二、六〇〇 | |
| 九級 | 一一、〇〇〇 | 一一、四〇〇 | 一一、八〇〇 | 一二、二〇〇 | 一二、六〇〇 | 一三、〇〇〇 | 一三、五〇〇 | 一四、〇〇〇 | 一四、五〇〇 | 一五、〇〇〇 | |
| 十級 | 一三、五〇〇 | 一四、〇〇〇 | 一四、五〇〇 | 一五、〇〇〇 | 一五、五〇〇 | 一六、〇〇〇 | 一六、六〇〇 | 一七、二〇〇 | | | |
| 十一級 | 一六、六〇〇 | 一七、二〇〇 | 一七、八〇〇 | 一八、四〇〇 | 一九、〇〇〇 | 一九、六〇〇 | | | | | |
| 十二級 | 一九、六〇〇 | 二〇、四〇〇 | 二一、二〇〇 | 二二、〇〇〇 | 二二、八〇〇 | 二三、六〇〇 | | | | | |
| 十三級 | 二三、六〇〇 | 二四、四〇〇 | 二五、二〇〇 | 二六、二〇〇 | 二七、二〇〇 | 二八、二〇〇 | | | | | |
| 十四級 | 二八、二〇〇 | 二九、二〇〇 | 三〇、三〇〇 | 三一、四〇〇 | 三二、五〇〇 | 三三、六〇〇 | | | | | |
| 十五級 | 三七、三〇〇 | 四一、二〇〇 | 四五、五〇〇 | 五〇、〇〇〇 | | | | | | | |

備考

一 一級から十五級までの各級の区分の基準は、総理府令で定める。

二 十五級に格付される官職及びその官職を占める事務官等の俸給の号俸は、総理府令で定める。

別表第三 保安官及び警備官俸給表

| 階級 ＼ 俸給 | 俸給月額 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一号俸 | 二号俸 | 三号俸 | 四号俸 | 五号俸 | 六号俸 | 七号俸 | 八号俸 | 九号俸 | 十号俸 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 保安監 警備監 甲 | 一、七〇〇 | 一、八五〇 | 二、〇〇〇 | | | | | | | |
| 保安監 警備監 乙 | 一、三〇〇 | 一、三五〇 | 一、四〇〇 | 一、四五〇 | 一、五〇〇 | 一、五五〇 | | | | |
| 保安監補 警備監補 | 一、一〇〇 | 一、一五〇 | 一、二〇〇 | 一、二五〇 | 一、三〇〇 | 一、三五〇 | 一、四〇〇 | | | |
| 一等保安正 一等警備正 | 八九〇 | 九三〇 | 九七〇 | 一、〇一〇 | 一、〇五〇 | 一、一〇〇 | 一、一五〇 | 一、二〇〇 | 一、二五〇 | |
| 二等保安正 二等警備正 | 七六〇 | 七九〇 | 八二〇 | 八五〇 | 八九〇 | 九三〇 | 九七〇 | | | |
| 三等保安正 三等警備正 | 六四〇 | 六七〇 | 七〇〇 | 七三〇 | 七六〇 | 七九〇 | 八二〇 | | | |
| 一等保安士 一等警備士 | 五三〇 | 五五〇 | 五七〇 | 五九〇 | 六一〇 | 六四〇 | 六七〇 | 七〇〇 | 七三〇 | 七六〇 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 二等保安士<br>二等警備士 | 四五〇 | 四六五 | 四八〇 | 四九五 | 五一〇 | 五三〇 | 五五〇 | 五七〇 | | |
| 三等保安士<br>三等警備士 | 三七五 | 三九〇 | 四〇五 | 四二〇 | 四三五 | 四五〇 | 四六五 | 四八〇 | 四九五 | 五一〇 |
| 一等保安士補<br>一等警備士補 | 三〇五 | 三一五 | 三二五 | 三三五 | 三五〇 | 三六五 | 三八〇 | 三九五 | 四一〇 | 四二五 |
| 二等保安士補<br>二等警備士補 | 二六五 | 二七五 | 二八五 | 二九五 | 三〇五 | | | | | |
| 三等保安士補<br>三等警備士補 | 二三五 | 二四五 | 二五五 | 二六五 | 二七五 | | | | | |
| 保査長<br>警査長 | 二一〇 | 二一五 | 二二〇 | 二二五 | 二三〇 | 二三五 | | | | |
| 一等保査<br>一等警査 | 一九〇 | 一九五 | 二〇〇 | 二〇五 | 二一〇 | | | | | |
| 二等保査<br>二等警査 | 一七〇 | 一七五 | 一八〇 | 一八〇 | 一九〇 | | | | | |
| 三等警査 | 一五〇 | 一五五 | 一六〇 | 一六五 | 一七〇 | | | | | |

備考　保安監及び警備監の甲及び乙の区分は、総理府令で定める。

別表第四　昇給期間表

| 期間＼職員の区分 | 官房長等 | 事務官等 | 保安官 | 警備官 |
|---|---|---|---|---|
| 二十四月以上 | 現に受けている俸給月額とその直近上位の俸給月額との差額（以下「差額」という。）が三千円である者 | | | |
| 十五月以上 | 差額が千三百円又は千五百円である者 | | | |
| 十二月以上 | 差額が千円である者 | 差額が千円以上である者 | 保安監<br>保安監補<br>一等保安正 | 警備監<br>警備監補<br>一等警備正 |
| 九月以上 | 差額が八百円である者 | 差額が四百円以上千円未満である者 | 二等保安正<br>三等保安正<br>一等保安士<br>二等保安士<br>三等保安士 | 二等警備正<br>三等警備正<br>二等警備士<br>二等警備士<br>三等警備士 |
| 六月以上 | | 差額が四百円未満である者 | 一等保安士補<br>二等保安士補<br>三等保安士補<br>保査長<br>一等保査<br>二等保査 | 一等警備士補<br>二等警備士補<br>三等警備士補<br>警査長<br>一等警査<br>二等警査<br>三等警査 |

別表第五　官房長等通し号俸表

| 号俸 | 俸給月額 |
|---|---|
| 一 | 一〇、六〇〇円 |
| 二 | 一一、四〇〇 |
| 三 | 一二、二〇〇 |
| 四 | 一三、〇〇〇 |
| 五 | 一三、八〇〇 |
| 六 | 一四、八〇〇 |
| 七 | 一五、八〇〇 |
| 八 | 一六、八〇〇 |
| 九 | 一七、八〇〇 |
| 一〇 | 一九、一〇〇 |
| 一一 | 二〇、四〇〇 |
| 一二 | 二一、七〇〇 |
| 一三 | 二三、〇〇〇 |
| 一四 | 二四、五〇〇 |
| 一五 | 二六、〇〇〇 |
| 一六 | 二七、五〇〇 |
| 一七 | 三〇、〇〇〇 |

| | |
|---|---|
| 一八 | 三三、〇〇〇 |
| 一九 | 三六、〇〇〇 |
| 二〇 | 三九、〇〇〇 |

別表第六　事務官等通し号俸表

| 号俸 | 俸給月額 |
|---|---|
| 一 | 三、六〇〇円 |
| 二 | 三、七〇〇 |
| 三 | 三、八〇〇 |
| 四 | 三、九〇〇 |
| 五 | 四、〇〇〇 |
| 六 | 四、一〇〇 |
| 七 | 四、二〇〇 |
| 八 | 四、三〇〇 |
| 九 | 四、四〇〇 |
| 一〇 | 四、五〇〇 |
| 一一 | 四、六〇〇 |
| 一二 | 四、七五〇 |
| 一三 | 四、九〇〇 |
| 一四 | 五、〇五〇 |
| 一五 | 五、二〇〇 |
| 一六 | 五、三五〇 |
| 一七 | 五、五〇〇 |
| 一八 | 五、七〇〇 |
| 一九 | 五、九〇〇 |
| 二〇 | 六、一〇〇 |
| 二一 | 六、三〇〇 |
| 二二 | 六、五〇〇 |
| 二三 | 六、七〇〇 |
| 二四 | 六、九〇〇 |
| 二五 | 七、一〇〇 |
| 二六 | 七、三〇〇 |
| 二七 | 七、五五〇 |
| 二八 | 七、八〇〇 |
| 二九 | 八、〇五〇 |
| 三〇 | 八、三〇〇 |
| 三一 | 八、六〇〇 |
| 三二 | 八、九〇〇 |

| | |
|---|---|
| 三三 | 九、二五〇 |
| 三四 | 九、六〇〇 |
| 三五 | 九、九五〇 |
| 三六 | 一〇、三〇〇 |
| 三七 | 一〇、六五〇 |
| 三八 | 一一、〇〇〇 |
| 三九 | 一一、四〇〇 |
| 四〇 | 一一、八〇〇 |
| 四一 | 一二、二〇〇 |
| 四二 | 一二、六〇〇 |
| 四三 | 一三、〇〇〇 |
| 四四 | 一三、五〇〇 |
| 四五 | 一四、〇〇〇 |
| 四六 | 一四、五〇〇 |
| 四七 | 一五、〇〇〇 |
| 四八 | 一五、五〇〇 |
| 四九 | 一六、〇〇〇 |
| 五〇 | 一六、六〇〇 |
| 五一 | 一七、二〇〇 |
| 五二 | 一七、八〇〇 |
| 五三 | 一八、〇四〇 |
| 五四 | 一九、〇〇〇 |
| 五五 | 一九、六〇〇 |
| 五六 | 二〇、四〇〇 |
| 五七 | 二一、二〇〇 |
| 五八 | 二一、〇〇〇 |
| 五九 | 二一、八〇〇 |
| 六〇 | 二二、六五〇 |
| 六一 | 二三、六〇〇 |
| 六二 | 二四、四〇〇 |
| 六三 | 二五、二〇〇 |
| 六四 | 二六、二〇〇 |
| 六五 | 二七、二〇〇 |
| 六六 | 二八、二〇〇 |
| 六七 | 二九、二〇〇 |
| 六八 | 三〇、三〇〇 |
| 六九 | 三一、四〇〇 |
| 七〇 | 三二、五〇〇 |
| | 三三、六〇〇 |

| | |
|---|---|
| 七一 | 三四、七〇〇 |
| 七二 | 三六、〇〇〇 |
| 七三 | 三七、三〇〇 |
| 七四 | 三八、六〇〇 |
| 七五 | 三九、九〇〇 |
| 七六 | 四一、二〇〇 |
| 七七 | 四二、五〇〇 |
| 七八 | 四四、〇〇〇 |
| 七九 | 四五、五〇〇 |
| 八〇 | 四七、〇〇〇 |
| 八一 | 四八、五〇〇 |
| 八二 | 五〇、〇〇〇 |

別表第七　保安官及び警備官通し号俸表

| 号俸 | 俸給日額 |
|---|---|
| 一 | 一五〇円 |
| 二 | 一五五 |
| 三 | 一六〇 |
| 四 | 一六五 |
| 五 | 一七〇 |
| 六 | 一七五 |
| 七 | 一八〇 |
| 八 | 一八五 |
| 九 | 一九〇 |
| 一〇 | 一九五 |
| 一一 | 二〇〇 |
| 一二 | 二〇五 |
| 一三 | 二一〇 |
| 一四 | 二一五 |
| 一五 | 二二〇 |
| 一六 | 二二五 |
| 一七 | 二三〇 |
| 一八 | 二三五 |
| 一九 | 二四五 |
| 二〇 | 二五五 |
| 二一 | 二六五 |
| 二二 | 二七五 |

| | |
|---|---|
| 二三 | 二八五 |
| 二四 | 二九五 |
| 二五 | 三〇五 |
| 二六 | 三一五 |
| 二七 | 三二五 |
| 二八 | 三三五 |
| 二九 | 三四五 |
| 三〇 | 三五五 |
| 三一 | 三六五 |
| 三二 | 三七五 |
| 三三 | 三八五 |
| 三四 | 三九五 |
| 三五 | 四〇五 |
| 三六 | 四一五 |
| 三七 | 四二五 |
| 三八 | 四三五 |
| 三九 | 四四五 |
| 四〇 | 四五五 |
| 四一 | 四六五 |
| 四二 | 四八〇 |
| 四三 | 四九五 |
| 四四 | 五一〇 |
| 四五 | 五三〇 |
| 四六 | 五五〇 |
| 四七 | 五七〇 |
| 四八 | 五九〇 |
| 四九 | 六一〇 |
| 五〇 | 六四〇 |
| 五一 | 六七〇 |
| 五二 | 七〇〇 |
| 五三 | 七三〇 |
| 五四 | 七六〇 |
| 五五 | 七九〇 |
| 五六 | 八二〇 |
| 五七 | 八五〇 |
| 五八 | 八八〇 |
| 五九 | 九一〇 |
| 六〇 | 九七〇 |
| 六一 | 一、〇一〇 |
| | 一、〇五〇 |
| | 一、一〇〇 |
| | 一、一五〇 |
| | 一、二〇〇 |

| | |
|---|---|
| 六二 | 一、二五〇 |
| 六三 | 一、三〇〇 |
| 六四 | 一、三五〇 |
| 六五 | 一、四〇〇 |
| 六六 | 一、四五〇 |
| 六七 | 一、五〇〇 |
| 六八 | 一、五五〇 |
| 六九 | 一、六〇〇 |
| 七〇 | 一、六五〇 |
| 七一 | 一、七〇〇 |
| 七二 | 一、七六〇 |
| 七三 | 一、八二〇 |
| 七四 | 一、八八〇 |
| 七五 | 一、九四〇 |
| 七六 | 二、〇〇〇 |

別表第八　航海手当日額表

| 階級／手当 | 日額 |
|---|---|
| 警備監<br>保安監<br>警備監補<br>保安監補 | 一五〇円 |
| 一等警備正<br>一等保安正<br>二等警備正<br>二等保安正<br>三等警備正<br>三等保安正 | 一二〇円 |
| 一等警備士<br>一等保安士 | 一〇〇円 |
| 二等警備士<br>二等保安士<br>三等警備士<br>三等保安士 | 九〇円 |
| 一等警備士補<br>一等保安士補 | 八〇円 |

| | |
|---|---|
| 二等警備士補<br>二等保安士補<br>三等警備士補<br>三等保安士補 | 七〇円 |
| 警査長<br>保査長 | 六〇円 |
| 一等警査<br>一等保査<br>二等警査<br>二等保査<br>三等警査 | 五五円 |

五月十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国家公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

目次及び本則（第十六條を除く。）中「人事院」を「国家人事委員会」に、「人事院総裁」及び「総裁」を「国家人事委員長」に、「人事官」を「国家人事委員」に、「事務総局」を「事務局」に、「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に、「人事院指令」を「国家人事委員会指令」に改める。

第三條第二項中「内閣」を「内閣総理大臣」に改める。

第四條の見出しを「（国家人事委員会の組織）」に改め、同條第三項及び第四項を削る。

第十一條中「院務」を「会務」に改める。

第十二條中「人事院会議」を「国家人事委員会議」に改め、同條第六項第二号を次のように改める。

二　削除

第十三條の見出しを「（事務局）」に改め、同條第一項から第五項までを次のように改める。

国家人事委員会の事務を処理させるため、国家人事委員会に事務局を置く。

事務局の長は、事務総長とする。

事務局に左の五部を置く。

管理部

任用部

給與部

公平部

職員部

前三項に定めるものの外、部の所掌事務その他国家人事委員会の内部組織については、国家人事委員会規則で定める。

第十三條に次の二項を加える。

国家人事委員会に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

事務局の各部及び地方事務所に置かれる職員の定数は、国家人事委員会規則で定める。

第十四條の第二項中「次官」を「事務次官」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（国家人事委員長秘書官）

第十四條の二　国家人事委員会に、国家人事委員長秘書官一人を置く。

国家人事委員長秘書官は、国家人事委員長の命を受けて、機密に関する事務をつかさどる。

第十五條の見出しを「（国家人事委員の兼職禁止）」に改め、同條中「及び事務総長」を削る。

第十六條を次のように改める。

（国家人事委員会規則及び国家人事委員会指令）

第十六條　国家人事委員会は、この法律の執行に関し必要な事項について、内閣総理大臣の承認を経て、国家人事委員会規則を制定することができる。

国家人事委員会規則は、官報で公布する。

国家人事委員会は、国家人事委員会規則を実施し、又はその他の措置を行うため、国家人事委員会指令を発することができる。

第二十三條及び第二十八條第二項中「同時に」を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　人事院並びに人事院事務総局及びその地方事務所は、それぞれこの法律による改正後の国家公務員法に基く国家人事委員会並びに国家人事委員会事務局及びその地方事務所となり、同一性をもつて存続するものとする。

3　この法律施行の際現に在職する人事官は、引き続き国家人事委員として在職するものとし、人事院総裁として命ぜられている者は、引き続き国家人事委員長として命ぜられたものとする。

4　前項の規定により引き続き在職する国家人事委員の任期は、人事官としての任期の残任期間に相当する期間とする。

5　この法律施行の際現に人事院事務総局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務條件をもつて、国家人事委員会事務局の職員となるものとする。

6　国家公務員法附則第一條第二項中「人事院規則又は人事院指令」とあるのは「国家人事委員会規則又は国家人事委員会指令」と、同法附則第十條中「人事院」とあるのは「国家人事委員会」と、同條並びに同法附則第十三條及び第十四條中「人事院規則」とあるのは「国家人事委員会規則」と読み替えるものとする。

7　国家公務員法第一次改正法律附則第三條中「人事院規則」とあるのは、「国家人事委員会規則」と読み替えるものとする。

8　国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「人事委員会規則」を「国家人事委員会規則」に改める。

附則第二項を削る。

9　一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「人事院」を「国家人事委員会」に、「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に、「人事院指令」を「国家人事委員会指令」に改める。

第二條第三号、第五号及び第六号並びに第十條第三項中「同時に」を削る。

第七條中「、会計検査院長若しくは人事院総裁」を「若しくは会計検査院長」に改める。

10　国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「人事院総裁、」を削る。

11　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第三号中「、会計検査院又ハ人事院」を「又ハ会計検査院」に改める。

第八十二條ノ二中「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。

12　国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第八号を次のように改める。

八　国家人事委員会事務総長

第十條第六号を次のように改める。

六　国家人事委員長

13　裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

「人事院」を「国家人事委員会」に、「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。

14　連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「、会計検査院長又は人事院総裁」を「又は会計検査院長」に改める。

15　国家公務員法並びに第九項及び第十一項から第十三項までに掲げる法律を除く外、他の法令中「人事院」とあるのは「国家人事委員会」と、「人事官」とあるのは「国家人事委員」と、「人事院総裁」とあるのは「国家人事委員長」と、「人事院規則」とあるのは「国家人事委員会規則」と、「人事院指令」とあるのは「国家人事委員会指令」と読み替えるものとする。

昭和二十七年五月二十三日印刷
昭和二十七年五月二十四日発行
参議院事務局
印刷者　印刷庁